

令和 2 年

西条市議会第 3 回 6 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 5 5 号 訴えの提起について 1

議案第 55 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

西条市長 玉井敏久

1 当事者

控訴人 西条市

被控訴人 省略

2 事件の概要

平成29年8月1日付けで被控訴人は、同僚らからパワーハラスメントを受けて鬱病を発症し、就労が困難となったとして、松山地方裁判所に対し、慰謝料等1,508,420円を西条市に請求する労働審判手続の申立てをした。

その後、同年10月16日に西条市に対し、解決金400,000円の支払いを命じる労働審判が行われたが、西条市は、同僚らの被控訴人に対する指導は業務上必要とされる範囲内のものであり、パワーハラスメントには当たらなかったものと認識しており、解決金400,000円の支払いには応じられない旨、同年10月26日に異議の申立てをした。

このため、労働審判は失効して訴訟手続に移行し、被控訴人は西条市に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の損害賠償請求権に基づき、2,208,420円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成29年6月8日から支払い済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを請求した。

当該請求について、令和2年6月3日に松山地方裁判所において、西条市は被控訴人に対し941,129円を支払うことを命じる判決が言い渡された。

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中西条市敗訴部分を取り消す
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する
 - (3) 訴訟費用は、被控訴人の負担とする
- との判決を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 必要がある場合は、上告し、又は和解する。

提案理由

令和2年6月3日に松山地方裁判所において言い渡された判決について不服があるので、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条第1項の規定により、控訴をするため、議会の議決を求める。

関係法令

地方自治法

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) (略)

2 (略)

民事訴訟法

（控訴をすることができる判決等）

第281条 控訴は、地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対してすることができる。ただし、終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

2 (略)